

## おおた社会福祉士会 権利擁護チームの3ヵ年活動方針

平成25年6月19日(水)

権利擁護チーム

### ～ 権利擁護チーム3ヵ年活動方針 ～

大田区における成年後見制度の普及と社会福祉士が成年後見を活動のフィールドとして活躍できる基盤づくり。また、高齢者分野に偏りがちな権利擁護だが、障害分野では障害者の権利を守る活動を行っている団体との連携や、児童の分野では未成年後見について見識を深め、成年後見制度利用のあり方を検討していく。

#### 1. 大田区社会福祉協議会后見センターと連携

成年後見センターの他の士業との連携は？

##### 【司法書士】

日時：第二、第四木曜日

内容：成年後見制度の利用方法・後見人業務の実務に関することや、関連のある遺言や相続に関することや、関連のある遺言や相続に関する相談

##### 【弁護士】

日時：第四金曜日

内容：利用者等の権利擁護に関する相談（後見・遺言相続・虐待・消費者被害・借金・不動産賃貸借等）

身上監護の重要性が認識され社会福祉士の受任が増えていると言われているが大田区では窓口機関である大田社協との連携が図れていない。

#### “アプローチ方法”

- ① 社会福祉士が後見人として活動していることについての認知度調査。\*専門機関にアンケート
- ② 大田区内で後見を受任している会員の把握と連携
- ③ 大田社会福祉協議会后見センターとの連携
- ④ おおた社会福祉士会として成年後見の相談窓口機能を持つ？
- ⑤ 後見人に対する報酬助成制度拡充への働きかけ（他士業及び大田社協と連携）

#### 2. 障害者の権利について

- ・区内で活動している大田区障害者権利条例案を作ってしまう会との連携

障害者権利条約の学習活動が、活性化してきています。日々の「困ったこと」の積み重ねに対処していく、現在の障害福祉のあり方だけでは、状況は「ツギハギ的」になり、結局、障害当事者の生活は、行政予算や地域状況に振り回されてしまっています。障害者権利条約への期待は、障害当事者と支援者、家族が、そんな事からの脱出を求めているからではないでしょうか。

一方、障害を持つ人の権利とは何なのか？わかりきった話のようで、実はちゃんと確認してきていないのではないのでしょうか。障害福祉の領域で「権利」という言葉が語られるとき、行政も関係者も、一様に当惑している場面によく出会います。権利条約の批准に向け、これから国内法は改正作業に入っていきます。そして同時に、日本では、地方分権が加速的に進んでいく兆しがあります。今、地域の中で、地域で生活をしている障害当事者や家族の視点で、地域で保障されるべき権利はなにかを確認していく必要があると私たちは考えます。個人が達成すべきこと、地域が達成すべきこと、国が達成すべきこと、そんなことをみんなで明確にしていく作業をしましょう。

次のような学習作業と行動を提案します。

- 1 障害当事者の権利って何なのか、確認しよう。
- 2 自治体の条例って何なのか、勉強しよう。
- 3 条例案を作ろう。
- 4 大田区に提案してみよう。大田区民にアピールしよう。

まず、学習と作業を中心とした活動をスタートさせることを考えています。

大田区障害者権利条例案を作ってしまう会

呼びかけ人：茂野俊哉/岡田あい子/宮原映夫/濱口正義/中村和利

### 3. 未成年後見について

未成年後見とは…

未成年に対して親権を行う者がいないとき、または、親権を行う者が管理権（財産に関する権限）を有しないときに、法定代理人となる者のことである（民法第838条1号）。

<民法>

（未成年被後見人の身上の監護に関する権利義務）

第857条

未成年後見人は、第820条から第823条までに規定する事項について、親権を行う者と同じの権利義務を有する。ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、未成年被後見人を懲戒場に入れ、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

（監護及び教育の権利義務）

第820条

親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（居所の指定）

第821条

子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

（懲戒）

第822条

(第1項) 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

(職業の許可)

#### 第823条

(第1項) 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

(第2項) 親権を行う者は、第6条第2項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(財産の管理及び代表)

#### 第859条

(第1項) 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

### 《東日本大震災で表面化した震災孤児の問題について》

平成23年7月16日東京新聞より

#### 進まぬ選任 実態つかめず 震災孤児の後見人半数

東日本大震災で親を失った子どもに必要な未成年後見人の選任が進んでいない。本紙の調査では震災後、7月上旬までに岩手、宮城、福島の前3県で200人余りの孤児に就いた後見人は半数程度にとどまる。後見人は養育や財産管理を行うことが主な仕事。行政機関などは「現状のままでは子どもの保護が不十分」として、対策を急いでいる。(安食美智子)

厚生労働省によると、震災で両親を失った18歳未満の子どもは岩手県八十八人、宮城県百十二人、福島県十九人の計二百十九人(六日現在)。

震災後、未成年後見人の選任を申し立てた人数と選任された人数は、盛岡家裁が三十六人に対し十三人(一日現在)、福島家裁が十人に対し七人(四日現在)、仙台家裁は八十三人に対し八十一人(八日現在)。

親権者がいない未成年者は、里親がいる場合でも未成年後見人がいなければ、親の死亡保険金を受け取ることができない。住宅ローンや滞納税金などの債務免除の手続きもできない。

選任が進まない背景として、孤児が震災前の住所を離れ、親族の元に身を寄せるなどし、自治体や児童相談所が孤児の生活実態を把握しきれていないことなどが考えられる。

三県の中で、選任の割合が最も少ない岩手県の県福祉総合相談センターの担当者は「対応の遅れは認識している。今後、児童相談所や社会福祉士、弁護士らでサポートチームをつくり、未成年後見人制度を含めた孤児らの生活支援を進めたい」と話している。

仙台市で孤児の法手続きにかかわる花島伸行弁護士は「財産を含め、孤児を見守る未成年後見人を早急に選任しないと、金銭目当ての無責任な養子縁組も起こりかねない」と指摘。自治体主導の迅速な対応を求めている。

#### “アプローチ方法”

##### 施設見学の実施

都内の児童養護施設の見学会実施